5. 長階級ノ任免ハ左ノ方法ニ依リ ~~投票~~ 選挙制ニスル。

〃長ノ一名ニ対シ職員別ニ依リ一般投票ヲ以テ三名ノ候補者ヲ選出ス。会社ハ右ノ候補者中ヨリ一名ヲ任命スル。

但シ会社ハ前記〃長ノ選出ニ於ケル職工 2/3 以上ノ快諾ヲ以テスル不信認ノ意思ヲ表明アリタル時ハ直ニ之ヲ免スルコトヲ得ス。

以上

提出 9. 1. 9.

4. 〃長ノ階級一名ヲ必要トスル場合ハ会社ハ先ヅ三名ノ候補者ヲ指命シ、依之ハ職工ノ一般投票ニ依ル。

5. 各組内ニ於テ職工 1/2 以上ノ同意連名ヲ以テ〃長ノ信認投票ノ要求アリタル時ハ、工場委員会ハ之ヲ処理シ一般投票ニ向ヒ不信認者過半数ノ場合ハ委員会ハ会社〃長ニ対シ警告ヲ発スルヲ得。

警告後2ヶ月以上経過シ前条ノ手続ニ依リ 2/3 以上ノ不信認者アリタル場合ハ委員会ノ請求ニ依リ会社ハ1ヶ月以内ニ之ヲ免ス。

---

要求案 10. 2. 24. 提出

1. 労働ノ時間ニ対シ最低ノ時間ノ歩増シヲ附スル。
2. 従来ノ月手当ハ金4円トシ、勤続ニヨル等差ナキモノトス。

6. 以上大正8年2月1日ヨリ之ヲ実施ス。

10. 3. 4.

1. 目下ノ状態ニ鑑ミ適切ナル指導ヲ加ヘシ。
2. 代表者ノ名ニ責ノ負ヒ自快スル。
3. 代表者以外ノ者ハ今回ハ特ニ責任ヲ問ハズ平常ノ通リ給料ヲ支給ス。

今後ニ就カザル者ハ給料ヲ支払ハズ。